⑶　事業場所　兵庫県神戸市中央区港島南町７丁目１番１
⑷　事業概要　Design Build Operate方式（ＤＢＯ方式）により「富岳ＮＥＸＴ」のための新建屋の設計・施工・維持管理業務を実施する。
⑸　本施設に係る事業期間　事業契約締結の日から令和18年３月31日まで
２　競争参加資格等
⑴　入札参加者が備えるべき要件等
１）入札参加者の構成等
①　本事業への入札は、本事業へ入札する単独の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）のいずれかで行うこと。入札参加者を構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から入札参加者の代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が理研との調整窓口を担うこととする。構成企業は理研から直接業務を受託するものとする。ただし、ＳＰＣ（特別目的会社）を組成予定の場合は、ＳＰＣに出資かつ、ＳＰＣから直接業務を受託する企業を構成企業とする。なお、ＳＰＣの組成は必須としない。
②　入札参加者は入札参加に当たり、下表にて「必須」とする企業について提案書の提出時において明らかにすること。協力企業とは、構成企業から直接業務を受託する又は請け負うことを予定している者とする。入札説明書にて「任意」とする企業は、提案書の提出時において記載は任意とする。
③　設計、施工、工事監理及び維持管理業務一式を同一企業で実施することも認める。それぞれの業務の責任者は別の者を充てるものとするが、設計業務と工事監理業務は、管理技術者の兼務を認める。
２）入札参加者及び協力会社の参加要件
入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。
①　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
②　国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかの認定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に理研又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の再確認を受けていること。
③　「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「旧破産法」（大正11年法律第71号）又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
④　提案書の提出期限の日から落札者の決定が公表されるまでの期間に、近畿地区において理研の工事請負契約に係る指名停止及び理研の物品購入等契約に係る取引停止を受けていないこと。
⑤　理研が本事業に関連する業務を発注した以下の企業及びこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
・株式会社日本総合研究所
・株式会社ドーコン
・合同会社デロイトトーマツ
・デロイトトーマツＰＲＳ株式会社
なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。
ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　親会社と子会社の関係にある場合
㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
※子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）の定義を適用する。
イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記㋑については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札参加の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合
⑥　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。
⑦　構成企業のいずれかが、他の入札参加者の構成企業となっていないこと。また、構成企業のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者の構成企業になっていないこと。
⑧　役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
⑨　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
⑩　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者でないこと。
⑪　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
⑫　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
３）入札参加者の資格等要件　入札参加者のうち設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務に当たる構成企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。但し、設計業務の構造、電気設備、機械設備を担当する者は、構成企業又は協力企業のいずれかが下記の要件を満たすこと。
①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において令和８年度に設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。
イ　「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
ウ　本施設の設計を行う企業のうちいずれか１社は、㋐又は㋑のいずれかの要件を満たすこと。
㋐　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、合計計画電力20ＭＷ以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。
㋑　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、延べ面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。
エ　本施設の設計を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。
㋐　入札説明書等の公表日から起算して過去15年間にデータセンター建屋の設計実績（計画電力量及び建物規模は問わない）を有する管理技術者を１名以上配置すること。管理技術者とは、技術上の管理及び総括を行う者を意味する。なお、管理技術者は設計業務の意匠を担当する構成企業から配置すること。
㋑　管理技術者に加え、主任担当技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）を配置すること。主任担当技術者とは管理技術者の下で各分野の技術者を総括する者を意味する。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。